あびら回顧録

～昭和30年編

できごと	ヘレン・ケラー来日／１円硬貨・５０円硬貨発行／ラジオ東京（現 TBS）開局
世相	トランジスタラジオ、電気釜発売／ポニーテールが流行
歌	月がとっても青いから（菅原都々子）／別れの一本杉（春日八郎）
書籍	広辞苑（初版）／万葉集の謎（安田徳太郎）／自分の穴の中で（石川達三）
映画	浮雲／赤穂浪士／エデンの東／暴力教室

昭和 30 年１月の「町報おいわけ」、「村報はやきた」です。
60 年前の広報は、時代を感じさせる内容で作成されています。
早来はこの２年後に町制が施行されました。

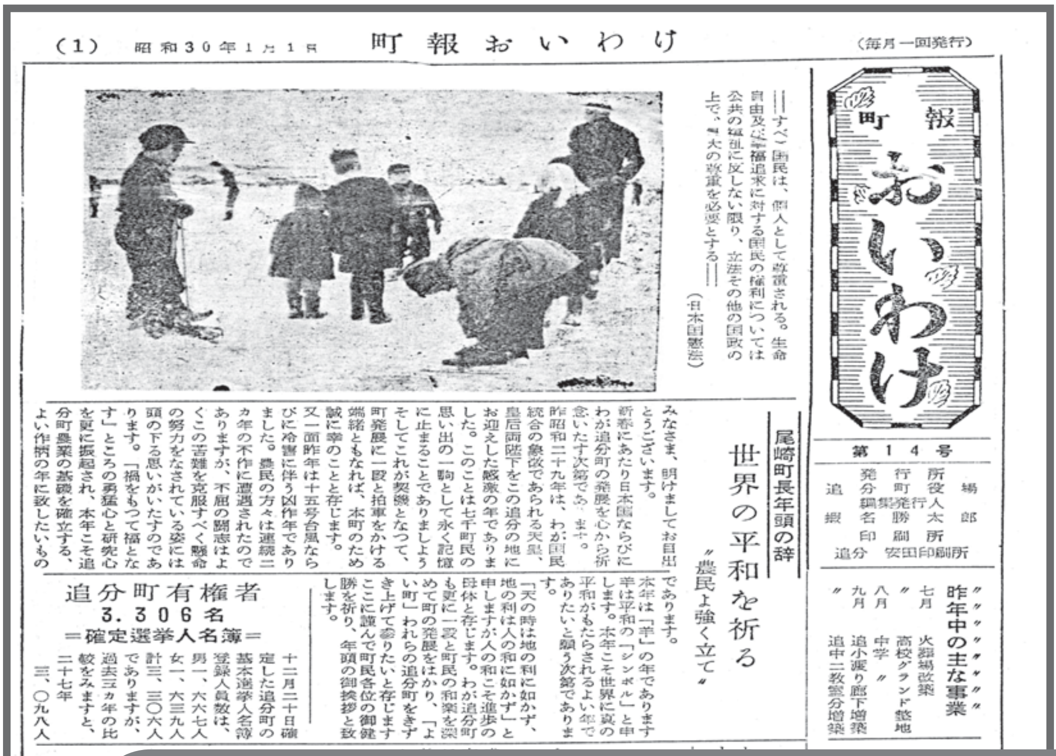

町報 おいわけ

第14号

発行所 追分町役場
編集発行人 槻名勝太郎
印刷所 追分 安田印刷所

――すべて国民は、個人として尊重される。生命自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で〝最大の尊重を必要とする――（日本国憲法）

昨年中の主な事業

七月 火葬場改築
〃 高校グランド整地
八月 中学〃
九月 追小渡り廊下増築
〃 追中二教室分増築

尾崎町長年頭の辞

世界の平和を祈る

〝農民よ強く立て〟

みなさま、明けましてお目出とうございます。

新春にあたり日本国ならびにわが追分町の発展を心から祈念いたす次第であります。

昨昭和二十九年は、わが国民統合の象徴であられる天皇、皇后両陛下をこの追分の地にお迎えした感激の年でありました。このことは七千町民の思い出の一駒として永く記憶に止まることでありましょう。そしてこれが契機となって、町発展に一段と拍車をかける端緒ともなれば、本町のため誠に幸のことと存じます。

又一面昨年は十五号台風ならびに冷害に伴う凶作年でありました。農民の方々は連続二カ年の不作に遭遇されたのでありますが、不屈の闘志はよくこの苦難を克服すべく懸命の努力をなされている姿には頭の下る思いがいたすのであります。「禍をもって福となす」ところの勇猛心と研究心を更に振起され、本年こそ追分町農業の基礎を確立する、よい作柄の年に致したいものであります。

本年は「羊」の年であります。羊は平和の「シンボル」と申します。本年こそ世界に真の平和がもたらされるよい年でありたいと願う次第であります。

「天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず」と申しますが人の和こそ進歩の母体と存じます。わが追分町も更に一段と町民の和楽を深めて町の発展をはかり、「よい町」われらの追分町をきずき上げて参りたいと存じますここに謹んで町民各位の御健勝を祈り、年頭の御挨拶と致します。

追分町有権者 3.306名

＝確定選挙人名簿＝

十二月二十日確定した追分町の基本選挙人名簿登録人員数は、男一、六六七人 女一、六三九人 計三、三〇六人 でありますが、過去三カ年の比較をみますと、二十七年 三、〇九八人

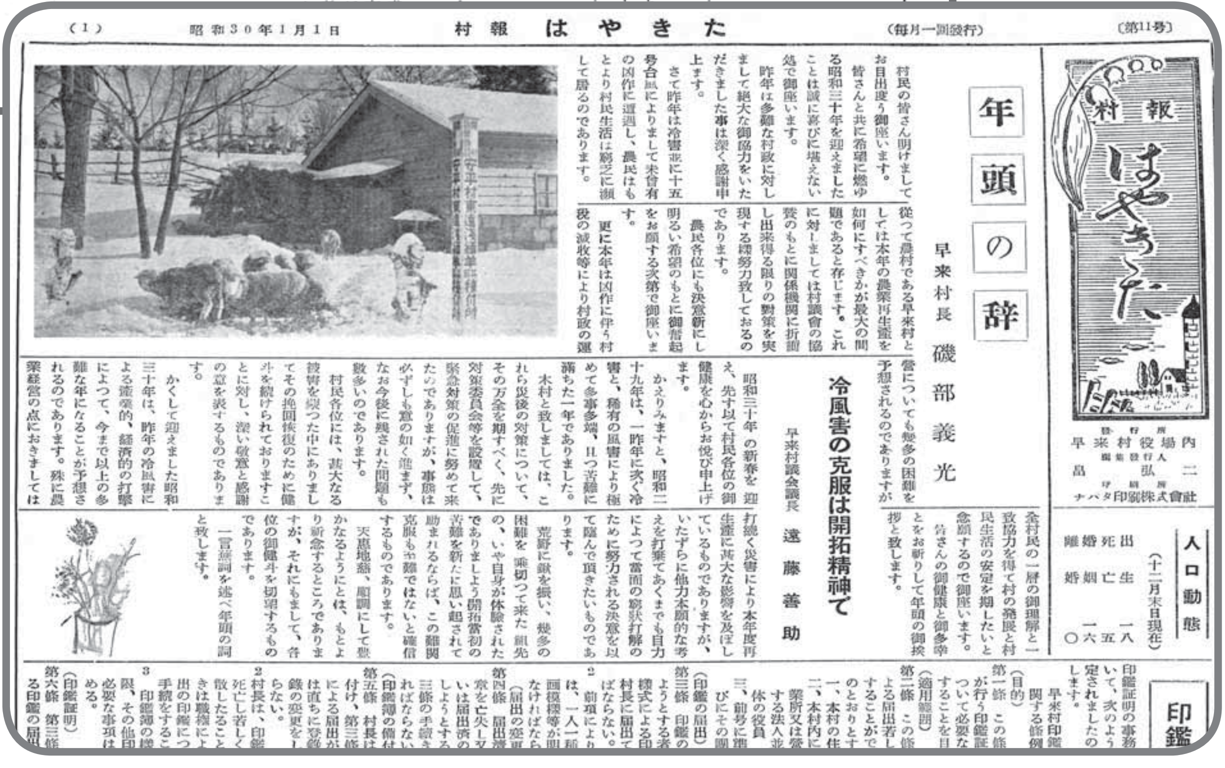

村報 はやきた

發行所 早来村役場内
編集發行人 畠　弘二
印刷所 ナバタ印刷株式會社

人口動態

（十二月末日現在）

出生	一八
死亡	五
婚姻	一六
離婚	〇

年頭の辞

早来村長 磯部義光

村民の皆さん明けましてお目出度う御座います。

皆さんと共に希望に燃ゆる昭和三十年を迎えましたことは誠に喜びに堪えない処で御座います。

昨年は多難な村政に対しまして絶大な御協力をいただきました事は深く感謝申上ます。

さて昨年は冷害並に十五号台風によりまして未曾有の凶作に遭遇し、農民はもとより村民生活は窮乏に瀕して居るのであります。

従って農村である早来村としては本年の農業再生産を如何にすべきかが最大の問題であると存じます。これに対しましては村議會の協賛のもとに関係機関に折衝し出来得る限りの對策を実現する様努力致しておるのであります。

農民各位にも決意新にし明るい希望のもとに御奮起をお願する次第で御座います。

更に本年は凶作に伴う村税の減収等により村政の運営についても幾多の困難を予想されるのでありますが全村民の一層の御理解と一致協力を得て村の発展と村民生活の安定を期したいと念願するので御座います。

皆さんの御健康と御多幸とをお祈りして年頭の御挨拶と致します。

冷風害の克服は開拓精神で

早来村議會議長 遠藤善助

昭和三十年の新春を迎え、先ず以て村民各位の御健康を心からお悦び申上げます。

かえりみますと、昭和二十九年は、一昨年に次ぐ冷害と、稀有の風害により極めて多事多端、且つ苦難に満ちた一年でありました。

本村と致しましては、これら災後の対策について、その万全を期すべく、先に対策委員会等を設置して、緊急対策の促進に努めて来たのでありますが、事態は必ずしも意の如く進まず、なお今後に残された問題も数多いのであります。

村民各位には、甚大なる被害を蒙った中にありましてその挽回恢復のために健斗を続けられておりますことに対し、深い敬意と感謝の意を表するものであります。

かくして迎えました昭和三十年は、昨年の冷風害による直接的、経済的の打撃によって、今まで以上の多難な年になることが予想されるのであります。殊に農業経営の点におきましては打続く災害により本年度再生産に甚大な影響を及ぼしているものでありますが、いたずらに他力本願的な考えを打棄てあくまでも自力によって當面の窮状打解のために努力される決意を以て臨んで頂きたいものであります。

荒野に鍬を振い、幾多の困難を乗切って来た祖先の、いや自身が体験されたでありましょう開拓當初の苦難を新たに思い起されて励まれるならば、この難関克服も困難ではないと確信するものであります。

天恵地癒、順調にして豊かなるようにとは、もとより祈念するところでありますが、それにもまして、各位の御健斗を切望するものであります。

一言蕪詞を述べ年頭の詞と致します。

印鑑

印鑑証明の事務
いて、次のよう
定されましたの
します。
早来村印鑑
関する條例
（目的）
第一條 この條
が行う印鑑証
ついて必要な
することを目
（適用範囲）
第二條 この條
よる届出若し
することがで
のとおりとす
一、本村の住
二、本村内に
業所又は営
する法人並
体の役員
三、前号に準
びにその関
（印鑑の届出）
第三條 印鑑の
ようとする者
様式による印
村長に届出て
ばならない。
2 前項により
は、一人一種
画模様等が明
なければなら
（届出の変更
第四條 届出済
寛を亡失し又
いは届出済の
しようとする
三條の手続き
ればならない
（印鑑簿の備付
第五條 村長は
付け、第三條
による届出が
は直ちに登録
鑑の変更をし
らない。
2 村長は、印鑑
死亡し若しく
散したること
きは職権によ
3 印鑑簿の様
限、その他印
出の印鑑につ
手続をすること
必要な事項は
める。
（印鑑証明）
第六條 第三條
る印鑑の届出

▶このページに関するお問い合わせは総務課情報グループ（☎㉒２５１１）まで